

技能講習・教習業務廃止の公示について

下記の機関については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第14条、第61条第1項又は第75条第3項に規定する「都道府県労働局長の登録を受けた者」として登録しているが、労働安全衛生法第77条第3項及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第23条の2の規定に基づく業務の廃止の届出があったので、労働安全衛生法第112条の2第2項第2号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

1	登録教習機関の名称	株式会社ハウジングエージェンシー
2	登録教習機関の住所	東京都新宿区西新宿7丁目16番6号
3	代表者職氏名	代表取締役 馬場栄一
4	廃止する業務	石綿作業主任者技能講習
5	廃止年月日	令和7年12月31日
6	登録番号	大阪労働局長登録第155号

令和7年9月9日

大阪労働局長